二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県篠山市曽地奥字西山一二九の二から一二九の六まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市能座字奥山八八の一から八八の三まで、三谷字三谷南側一八〇、一八一の一（次の図に示す部分に限る。）、一八一の五五から一八一の九五まで、字添谷南側五一、五一の一から五一の七まで、五一の九から五一の一四まで、五一の一六から五一の二六まで、字添谷北側五二、五二の一から五二の四まで、五二の九、五二の一〇、五二の一二から五二の一六まで、五二の一八から五二の二四まで、五二の二六、五二の二七、五二の二九から五二の三二まで、五二の三四から五二の五八まで、五三、五四、上野字奥山五六の一、五六の二（次の図に示す部分に限る。）、五六の三、五六の一三、朝来市和田山町竹田字朝来山一（次の図に示す部分に限る。）、一の二から一の四まで、山内字権現谷三〇八二の一三（次の図に示す部分に限る。）、三〇八二の二から三〇八二の一二まで、三〇八二の一五、三〇八二の二一から三〇八二の三五まで、字本谷三〇八六の一から三〇八六の二〇まで、三〇八六の二二から三〇八六の二六まで、三〇八六の二八、三〇八六の三一、三〇八六の三二、三〇八六の三六、三〇八六の四〇、三〇八六の四二、三〇八六の四四、三〇八六の四六、三〇八六の四七、字ヲウト三〇八八の一から三〇八八の六まで、三〇八八の一二から三〇八八の三八まで、三〇八八の四〇から三〇八八の四九まで、三〇八八の五二から三〇八八の七八まで、佐嚢字南本谷二六二の一、二六二の二、二六二の三（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字朝来山一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　所　兵庫県養父市能座字大間二三、餅耕地字ヒナタ九から一二まで、二八の一から二八の三まで、二九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市上野字奥山五六の二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市波賀町戸倉字宮ノ後一七〇の一、一七〇の八、一七〇の一三、一七〇の三二から一七〇の三七まで、字上向山一九八の一、字下向山二〇二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町千町字大谷五〇九の一三・五〇九の一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇九の一四、五〇九の二〇から五〇九の二六まで、五〇九の二九、五〇九の三六、五〇九の三八から五〇九の四三まで、五〇九の四六、五〇九の四七、五〇九の四九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町東河内字榊谷二三八九の二、二三八九の九、二三八九の一一、二三八九の一三から二三八九の一六まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）